

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：平田村

令和7年6月24日

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.4%
全 職 員	73.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	101.7%
本庁係長相当職	90.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	98.8%
26～30年	103.6%
21～25年	95.8%
16～20年	53.3%
11～15年	89.1%
6～10年	92.1%
1～5年	92.3%

【説明欄】

- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は74.3%となっている。
- ・ 男性職員の方が時間外勤務が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は26.9%となっている。
- ・ 全職員の男女比は41.8%対58.2%であるところ、近年、女性の新規採用を増やした結果、勤続10年以下の区分に占める職員の女性割合が71.9%（職員総数に対する割合は37.7%）となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・ 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」区分に該当する職員が存在しないため記載していない。
- ・ 勤続年数別の「36年以上」区分について、一方の性別の該当者が存在しないため記載していない。
- ・ 勤続年数16～20年の職員の差異について、女性割合が66.7%であるが、そのうち会計年度任用職員の割合が62.5%と給与水準が低い職員が女性に偏っているため、53.3%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。